



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社
代表者の役職名 取締役社長 廣瀬 典昭
(コード番号 1954 東証第一部)
問 合 せ 先 法務・広報部 清水 敏彰
電話番号 03-3238-8025

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」(以下、決済合理化法といいます)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 7 条につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株券の発行) 第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 本会社の単元株式数は、1,000 株とする。 2. <u>本会社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(単元株式数) 第 7 条 (現行どおり) (削除)
(単元未満株主の権利制限) 第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略)	(単元未満株主の権利制限) 第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略)

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 本会社の株券の種類、株式の<u>名義書換、単元未満株式の買取り</u><u>その他株式に関する取扱い</u>および手数料ならびに株主の権利行使の手続については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 本会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以上